

## フィリピン駐在員事務所設立の流れ 及び 想定所要期間

### ① 前準備

#### 1-1 事前調査・準備

#### 1-2 社名選択

登記申請システム上で使用可能かを確認します。類似社名・商号がある場合には別途手続きが必要です。

#### 1-3 会社所在地選択

申請時には部屋番号を含む詳細な住所記入が必要となるため、会社所在地・物件の確保が必要です。

#### 1-4 居住代理人選任

申請までに居住代理人の選任が必要です。

#### 1-5 本社書類準備

英訳した定款、登記簿、監査済み財務諸表などが必要です。

#### 1-6 申請書類、委任状、本社書類の署名

フィリピン国外で作成する文書については、アポステイーユ認証が必要です。フィリピン国内で作成する文書はフィリピン国内での公証が必要です。

1-1～1-6 **約 1 ヶ月**

ご契約後「フィリピン法人設立情報シート」をお渡しします。必要情報をご記入ください。

記入情報・決定事項を基に、申請書類や委任状を作成します。

### ② 初期送金と銀行証明書の取得

#### 2-1 一時口座開設、初期送金、送金証明書の取得

フィリピン国内の銀行に一時口座を開設します。一時口座から出金はできません。一時口座に送金後、銀行から送金証明書が発行されます。

2-1 **約 1 週間**

どの銀行でも自由に選択することができますが、日本国内で既に取引のある銀行のフィリピン支店に開設する場合、審査がスムーズにゆくケースが多いようです。送金証明書は③と⑨で使用します。

### ③ SEC 登録

#### 3-1 証券取引委員会 (SEC) への申請・審査

文書一式を提出し、審査が行われます。オンラインと窓口審査が混合する実務となっています。

#### 3-2 登記費用納付

最終審査と登記費用の計算が行われ、計算書に従い納付を行ないます。

#### 3-3 承認と登記証書の取得

申請が承認されると SEC 登記証書が発行され、法人格を取得したことになります。

SEC 登記後は報告要件として会社報告書 (GIS) や監査済み財務諸表の提出が必要になります。

3-1～3-3 **約 1 ヶ月 (但し振れ幅あり)**

3-3 まで完了すると、フィリピン法人として各種契約を締結できるようになります。(例：雇用契約書、賃貸契約書など)

④ 本口座開設

4-1 法人格を取得後、本口座を開設し、資金を一時口座から本口座に移動し、運転資本として使用することができるようになります。銀行により必要書類は異なりますが、一般的には本口座を開設することや、サイン権者をだれに任命するかを記載した本社の取締役会議決書が必要になります。

⑤ 税務署（BIR-RDO）登録

- 5-1 外国法人及び外国人株主の納税者識別番号（TIN）取得
- 5-2 法定帳簿の準備と登録
- 5-3 業種カテゴリーの決定と税務署登録
- 5-4 印紙税（賃貸契約書に伴うもの）納付
- 5-6 請求書及び領収書の印刷許可取得  
フィリピンでは使用する帳簿・会計システム、請求書、領収書を税務署登録する必要があります。

⑥ 地方自治体（LGU）登録

- 6-1 バランガイクリアランスの納付及び証明書の取得
- 6-2 法人住民税の納付及び証明書の取得
- 6-3 市役所の立ち入り検査
- 6-4 各種許可証（例：占有許可証、ロケーションクリアランス、環境遵守証明書など）の取得
- 6-5 火災保険の加入（市役所指定）、事業税、自治体サービス料の納付
- 6-6 営業許可証（Business Permit）の取得  
毎年1月20日までに更新が必要です。

4-1～6-6 1ヶ月

④ 貴社対応事項

SEC 登記後 30 日以内の税務署登録が必要です。

管轄内に所在していることを証明するためこの時点までに公証済みリース契約書が必要です。

会計システム、請求書・領収書のデザインと印刷業者をあらかじめ決定しておくことが必要です。

駐在員事務所は売上を稼得しないことが前提となっていますが、請求書・領収書を準備するのが税務署の指導となっています。

5-2 以降、毎月の申告対応が必要となります。

LGU 登録に際しては、物件及び家主も LGU 登録上問題無いことがポイントとなります。

⑦ 社会保険関連

- 7-1 社会保障システム（SSS）への登録
- 7-2 住宅開発相互基金（HDMF）への登録
- 7-3 フィリピン健康保険組合（Philhealth）への登録

社会保険関連手続きは、従業員を雇用後となります。

⑧ 労働雇用省（DOLE）登録

- 8-1 雇用主登録

⑨ 中央銀行（BSP）登録

- 9-1 登記書類・送金証明書・GISの確認、申請書類の作成
- 9-2 中銀申請
- 9-3 中銀登録証書（BSRD）の発行

フィリピンに投資した外国投資を BSP に登録することにより、資本引揚の際に銀行システムを通じて外貨を調達することが可能になります。

注）この設立手続き及び所要期間は、一般的な状況を想定し、参考資料として作成されたもので、必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序、所要時間を確約するものではないことご了承ください。